

同外二件(福田篤泰君紹介)(第三四八〇号)
同(福永健司君紹介)(第三四八一号)
同(藤枝泉介君紹介)(第三四八二号)
同(藤本捨助君紹介)(第三四八三号)
同(藤山愛一郎君紹介)(第三四八四号)
同外七件(船田中君紹介)(第三四八五号)
同(古川丈吉君紹介)(第三四八六号)
同(保科善四郎君紹介)(第三四八七号)
同(坊秀男君紹介)(第三四八八号)
同外五件(細田義安君紹介)(第三四八九号)
同(本名武君紹介)(第三四九〇号)
同(前田正男君紹介)(第三四九一号)
同(増田甲子七君紹介)(第三四九二号)
同外一件(松浦周太郎君紹介)(第三四九三号)
同(松田鐵藏君紹介)(第三四九四号)
同(松野頼三君紹介)(第三四九五号)
同(宮澤鳳勇君紹介)(第三四九六号)
同(村上勇君紹介)(第三四九七号)
同(山口六郎次君紹介)(第三四九八号)
同(山崎巖君紹介)(第三四九九号)
同(山口喜久一郎君紹介)(第三五〇〇号)
道路交通法の一部改正に関する請願
(藤原雄次君紹介)(第三五三九号)
同(保利茂君紹介)(第三五六四号)
同月十一日
道路交通法の一部改正に関する請願
(逢澤寛君紹介)(第三六七七号)
同(宇野宗佑君紹介)(第三六七八号)
同(小島徹三君紹介)(第三六七九号)
同(高橋清一郎君紹介)(第三七五三

号)
同(中山榮一君紹介)(第三七五四号)
同(橋本渡君紹介)(第三七五五号)
同(八田貞義君紹介)(第三七五六号)
同(木村守江君紹介)(第三七八二号)
同(正力松太郎君紹介)(第三八一一号)
同(塚原俊郎君紹介)(第三八二四号)
同(橋本登美三郎君紹介)(第三八九九号)
質屋営業法の一部改正に関する請願
(河本敏夫君紹介)(第三八八〇号)
同(吉田重延君紹介)(第三七五七号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

地方交付税法及び地方財政法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五五号)
酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律案(参議院提出、参法第一六号)

○濱田委員長 これより会議を開きます。

去る四月二十八日本委員会に付託されました参議院提出、酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律案を議題といたします。

酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律案

酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律

(目的)
第一条 この法律は、酒に酔つている者(アルコールの影響により正常な行為ができないおそれのある

状態にある者をいう。以下「酩酊者」という。)の行為を規制し、又は救護を要する酩酊者を保護する等の措置を講ずることによつて、過度の飲酒が個人的及び社会的に及ぼす害悪を防止し、もつて公共の福祉に寄与することを目的とする。

(節度ある飲酒)
第二条 すべての国民は、飲酒を強要する等の悪習を排除し、飲酒についての節度を保つよう努めなければならない。

(保護)
第三条 警察官は、酩酊者が、道路、公園、駅、興行場、飲食店その他の公共の場所又は自動車、電車、乗合自動車、船舶、航空機その他の公共の乗物(以下「公共の場所又は乗物」という。)において、粗野又は乱暴な言動をしている場合において、当該酩酊者の言動、その酔ひの程度及び周囲の状況等に照らして、本人のため、応急の救護を要すると信ずるに足りる相当の理由があるとき、これを制止し、これを保護するに適當な場所、これを保護しなければならぬ。

2 前項の措置をとつた場合においては、警察官は、できるだけすみやかに、当該酩酊者の親族、知人その他の関係者(以下「親族等」という。)にこれを通知し、その者の引取り方について必要な手配をしなければならぬ。

3 第一項の規定による保護は、責任ある親族等の引取りがない場合においては、二十四時間をこえない

い範囲内でその酔いをさますために必要な限度でなければならぬ。

4 警察官は、第一項の規定により保護をした者の氏名、住所、保護の理由、保護及び引渡しの時日並びに引渡先を毎週当該保護をした警察官の属する警察署所在地を管轄する簡易裁判所に通知しなければならない。

(罰則等)
第四条 酩酊者が、公共の場所又は乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をしたときは、拘留又は科料に処する。

2 前項の罪を犯した者に対しては、情状により、その刑を免除し、又は拘留料及び科料を併科することができる。

3 第一項の罪を教唆し、又は補助した者は、正犯に準ずる。

第五条 警察官は、前条第一項の罪を現に犯している者を発見したときは、その者の言動を制止しなければならない。

2 前項の規定による警察官の制止を受けた者が、その制止に従わないうで前条第一項の罪を犯し、公衆に著しい迷惑をかけたときは、一万円以下の罰金に処する。

(立入り)
第六条 警察官は、酩酊者がその者の住居内、同居の親族等に暴行をしようとする等当該親族等の生命、身体又は財産に危害を加えようとしている場合において、諸般の状況から判断して必要があると認めるときは、警察官職務執行法

(昭和二十三年法律第三十六号)第六條第一項の規定に基づき、当該住居内に立ち入ることができ

(通報)
第七条 警察官は、第三條第一項又は警察官職務執行法第三條第一項の規定により酩酊者を保護した場合において、当該酩酊者がアルコールの慢性中毒者(精神障害者を除く)又はその疑のある者であると認めるときは、すみやかに、もよりの保健所長に通報しなければならない。

(診察等)
第八条 前条の通報を受けた保健所長は、必要があると認めるときは、当該通報に係る者に対し、医師の診察を受けるようすすめるなければならない。この場合において、保健所長は、当該通報に係る者の治療又は保健指導に適當な他の医療施設を紹介することができる。

第九条 前条前段の規定により医師の診察を受けるようすすめられた者がそのすすめに従つて受ける診察及び診察の結果必要と診断された治療については、当該診療を受ける者が困窮のため最低限度の生活を維持することのできないものであるときは、生計保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第十五條に規定する医療扶助を受け

(適用上の注意)
第十条 この法律の適用にあつては、国民の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない

ない。

附則

この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

○濱田委員長　まず発議者より提案理由の説明を求めます。参議院議員紅露みつ君。

○紅露参議院議員　ただいま議題となりました酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に關する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

めいてい者に対して寛容に過ぎるわが国の社会的習慣を諷刺する意味で、いわゆる酔っぱらい天国ということが言われるようになったのは、戦後のこととはいえ、すでに新しいことではないのであります。しかるに、年末年始や花見どきはいうに及ばず、盛り場、街頭、汽車、電車などの公共の場所や乗物において目に余るめいてい者を日本は多く見かける国はないということとを絶えず内外の識者によって指摘され、めいていによる犯罪の件数も年々増加の傾向にあることは従来の統計の示すところによって明らかであります。他方、また、酒乱に基づく家庭悲劇も一向にあとを絶たないのが実情であります。

もちろん、酒が人間生活に慰めと潤いと楽しみをもたらすものであるという一面を否定するものではないのであります。さればといて、それが公衆に迷惑をかけるようなものであってはならないことは言うまでもないところであります。ただ、従来から、めいてい者の行為については、それが多少人に迷惑をかけるようなものであっても、酒の上のできごとという理由で社会一般もこれを大目に見、めいてい者の責任はあまり追求しない習慣があるように存するのであります。そのため一般の善良な市民及び家族が、めいてい者によって受けている隠れた迷惑、被害ははかり知れず、彼らが、いわゆる酔っぱらい天国に心の底からやりきれなさを痛感しているであらうことは、想像にあまりあるものがあります。

もちろん、めいてい者に関しましては、警察官職務執行法、道路交通法などの現行法におきましても部分的に關連規定が設けられております。しかしながら、現下のわが国におけるめいてい者の実態にかんがみ、今後わが国がいわゆる酔っぱらい天国なる汚名を返上して、真の文明国として国際社会に伍していこうとするためには、現行法の規定ではすでに種々の点で不十分であると思われまします。とりわけ、わが国において開催予定の次回オリンピック大会を目前に控えているといった事情などを考慮しますと、その点を特に痛感するものであります。

他方、また、めいてい者に対するわが国の世論も近來ようやく活発となり、婦人団体を初め多くの団体もこぞって悪質のめいてい者を規制する立法を要望し、特定の地域においてはすでに市民ぐるみのいわゆる酔っぱらい追放運動を実施しており、報道機関などにおいてもこの問題を種々の観点から大きく取り上げるに至っております。かような現下の情勢に対処して、私

どもとしましては、この際、飲酒を強要するなどの悪習を排除し、飲酒についての節度を保つべきことを日本国民の努めとして宣明し、その啓蒙的措置をあわせ講ずるとともに、過度の飲酒が個人的及び社会的に及ぼす害悪を防止するために、できる限りの総合的かつ効果的な施策を早急に樹立する必要があると判断しましたので、おおむね次に述べるような方針を骨子としてこの法律案を立案いたしましたものであります。

方針の第一は、公共の場所または乗物におけるめいてい者のうち、本人のため、応急の救護を要するものについて警察官による保護の万全を期することとしようとするものであります。

方針の第二は、めいてい者が、公共の場所または乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野または乱暴な言動をしたときは処罰できることとし、また、めいてい者が警察官の制止をきかないで、あえてそのような言動をして公衆に著しい迷惑をかけた場合は、さらに処罰を強化しようとするものであります。

方針の第三は、アルコールの慢性中毒者またはその疑のある者に対しては、その者が積極的に医師の診療を受けるような公的な面からの必要な助言的方策を講じ得ることとするのであります。もちろん、めいてい者に対する施策の完全を期する上からは、アルコールの慢性中毒者に対しては、国立の治療センターを設けるなど国家がその責任において診療を行ない、できるだけ早期に社会に復帰させるようにすべきでありまして、そのことは福祉国家として当然なすべき措置と考えるものであります。しかしながら、今直ちにそれらの点を全面的に取り入れた施策を実現することは困難でありますので、今回はやむを得ず可能な範囲のものについて措置するにとどめました。が、今回措置できなかった施策については、今後早急に必要なる予算措置を講ずることなどによって積極的に推進されるよう強く要望いたしますものであります。

以下その内容の概略について御説明申し上げます。

第一は、法律の目的を明確にしたことであります。すなわち、この法律は、めいてい者の行為を規制し、または救護を要するめいてい者を保護するなどの措置を講ずることによって、過度の飲酒が個人的及び社会的に及ぼす害悪を防止することを目的とするものであることを第一条において明らかにいたしました。

第二は、わが国における今までの誤った飲酒についての社会的悪習を是正しようとするものであります。すなわち、すべての日本国民が、飲酒に必要とする節度を保つよう努めるべきことを第二条において宣明いたしましたのであります。

第三は、めいてい者の保護に万全を期することとしたことであります。その一は、警察官は、めいてい者が、公共の場所または乗物において粗野または乱暴な言動をしている場合において、当該めいてい者の言動、酔いの程度及び周囲の状況などに照らして、本人のため、応急の救護を要すると信ずるに足りる相当の理由があると認められるときは、職務としてこれを保護しなければならぬこととし、第三条第一項においてその旨を規定いたしました。

その二は、第三条第二項から第四項までにおいて、第三条第一項の規定により警察官がめいてい者を保護した場合に行なうべき必要な事後手続などについて規定いたしました。これらの手続につきましては、警察官から、保護の理由などを事後毎週簡易裁判所に通知させることとするなど、おおむね警察官職務執行法第三条に規定するところと同様の事項を規定しております。特に留意しました点としては、本条の保護の対象となる者が、警察官職務執行法第三条第一項に規定する広範の要保護者と異なり、めいてい者についての場合でありますために、保護の乱用を防止し、人身の不当な拘束を避けるなどの理由から、警察官職務執行法第三条第三項ただし書に規定するよう二十四時間をこえての保護はできないこととしただけでなく、さらに保護の万全を期する上から、保護の時間は、酔いをさますために必要な限度のものでなければならぬこととしたしました。

第四は、悪質なめいてい者については処罰を強化することとしたことであります。その一は、公共の場所または乗物において、公衆に対して迷惑をかけるような著しく粗野または乱暴な言動をしためいてい者については、これを拘留または科料に処することとし、その旨を第四条第一項に規定いたしました。

その二は、公共の場所または乗物において、公衆に対して迷惑をかけるような著しく粗野または乱暴な言動をしためいてい者については、これを拘留または科料に処することとし、その旨を第四条第一項に規定いたしました。

なお、第四条第二項及び第三項につきましては、軽犯罪法第二条及び第三条と同様の趣旨の規定であります。

その二は、警察官が第四条第一項の罪を現に犯している者を発見したときは、その者の言動を制止しなければならぬこととし、その制止を受けた者が、その制止に従わないで第四条第一項の罪を犯し、公衆に著しい迷惑をかけたときは、一万円以下の罰金に処することといたしまして、その旨をそれぞれ第五条第一項及び第二項に規定いたしております。これは、めいてい者のうちで特に反社会性の強い者に対しては、さらに厳しく処罰して、社会の平穏と秩序を維持しようとする趣旨のものであります。

第五は、めいてい者が、その者の住居内で同居の親族等の生命、身体または財産に危害を加えようとする場合、警察官が、警察官職務執行法第六條第一項の規定に基づき立ち入りの必要があることを認めるときは、当該住居内に立ち入ることができる旨を第六條に念のため規定したものであります。本条は、言うまでもなく、あくまで警察官が警察官職務執行法第六條第一項に規定する要件に該当する場合に立ち入ることができる旨を規定したにとどまり、めいてい者の居住する住居内への立ち入りについては、警察官職務執行法第六條第一項に規定する要件を緩和する趣旨のものではないのであります。

第六は、めいてい者の居住する住居内への警察官の立ち入りについて特に本条を設けた意義としては、悪質なめいてい者による家庭悲劇が一向に断たれない現状にかんがみ、警察官が、警察官職務執行法第六條第一項の規定によ

り住居内に立ち入ることができる旨を一般に周知させ、かつ、悪質なめいてい者がその者の住居内で同居の親族等に危害を加えないようその者を心理的に強制するといった効果も考えられるのであります。

第六は、アルコールの慢性中毒者またはその疑いのある者に対し、その者が、積極的に医師の専門的な診療を受けるように勧奨するなどの方策を講じたこととあります。

その一は、警察官がこの法律の第三条第一項または警察官職務執行法第三条第一項の規定によってめいてい者を保護した場合に、その者がアルコールの慢性中毒者またはその疑いのある者であると認めるときは、すみやかに、もよりの保健所長に通報すべきこととし、その旨を第七條に規定いたしました。これは、現状におきましては、アルコールの慢性中毒者及びその疑いのある者でありまして、警察官として保護をしてもその後はそのまま放置せざるを得ない建前になっているのであります。今後におきましては、保健所長に通報することによって、そのことが、その者を診療への方向に向かわしめる一つの契機になるであろうことを意図して設けた規定であります。

その二は、第七條の規定により警察官からアルコールの慢性中毒者またはその疑いのある者についての通報を受けた保健所長は、必要があると認めるときは、その者に対して医師の診療を受けるように勧奨し、さらにその者の治療または保健指導に適當と思はれる他の医療施設を紹介することができるとし、その旨を第八條に規定いたしました。アルコールの慢性中毒者及

びその疑いのある者に対するこのような仕事は、一般的に、国民にとつての第一次的な保健に関する窓口である保健所において取り扱うのが適當であり、保健所としても必要があると認めるときは、通報のあった者に対する公的な助言者または相談相手となり、その者が自発的に診療への方向に向かうよう努めることになるわけでありま

その三は、第八條前段の規定によつて保健所長から医師の診療を受けるように勧奨された者が、その勧奨に従つて受ける診療及びその診療の結果必要と診断された治療について、その診療を受ける者が生活保護法の適用される要件を満たしている場合にあつては、同法第十五條に規定する医療扶助を受けることができる旨を一般に理解、周知させるために第九條に念のため規定したものであります。

第七は、この法律を適用するにあつたての注意義務を明示したこととあります。この法律の大半が人権と密接な関係のあるものであることにかんがみ、その適用にあたつては、国民の権利を不当に侵害しないように留意すべき旨を第十條において規定いたしました。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要でございます。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことを切望する次第でございます。

○濱田委員長 以上をもちまして提案理由の説明は終わりました。

質疑は後日に譲ることといたします。

○濱田委員長 次に、地方交付税法及び地方財政法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑を継続いたします。二宮武夫君。政府案におきまして答弁の足りないところ、あるいは資料の未提出の部分、あるいは答弁をいたしましたことについて多少の解釈の違い、こういうものがございましたら、冒頭に一つ御修正をいただいて——そうしないと論議が、今までの上に立つてやりますのだというのでは困りますので、当初において一つそういう修正の個所なりあるいは材料未提出の分がございましたら、それを先におやりいただいで、その後には私の質疑を始めたと思ひます。

○奥野政府委員 前回の委員会でも山口さんの御質問に対するお答えを留保いたしておいた点がございまして、それを最初に答えさせていただきます。と思ひます。

御質問は、都道府県その他の諸費にかかる単位費用を計算いたします場合に、議員定数を五十四人として計算いたしておりますが、五十六人ではないかという御意見でございます。地方自治法の条文を字句通りに読んで参りますと、どうも五十四人しか読めないというように思われるわけでございます。そういうところから昭和二十六年にこの単位費用の基礎をきめたわけでございます。その際に字句通りに読んで、担当者は五十四人と計算したようでございました。しかし、いろいろ調査をして参りますと、地方自治法の前の法律では、明確に五十六人と書かれておるわけでございます。今の地方自治法になりましたときに表現の仕方を変えたようでございまして、そこから問題が起つてきているようにございまして。同時に、今の地方自治法にいたしましたときにも、議員定数は別段変更しないという建前で書いたようでございました。そうしますと、五十六人のつもりで今の地方自治法ができて上がっている。またかりに字句通り読んで参りますと、人口百万前後のところでは、人口がふえてかえつて議員定数が減るというやうな問題にもなるようでございますので、そういうところから自治省行政局といたしましては、それを五十六人と考えて指導して参つていようでございます。また府県でもそのようにして参るようでございます。従ひまして、その他の諸費にかかる単位費用の基礎につきましては、議員定数を五十四人といたしまして、次の機会に五十六人と改めるべきだ、かように考へて参るわけでございます。

ただ、今これを五十六人として計算すれば、どういふ変化が生ずるかというところでございまして、その他の諸費につきましては、投資的経費等包括的に算入いたしておりますので、十四未満の金額は四捨五入して参るわけでございます。現行の五十四人という計算で資料として提出しております総額では、標準団体が六億三千八百八十九万円、これを百七十万人の人口で割りますと三百七十一円七十銭となります。三百七十円と定めて参るわけでございます。議員二人を増加いたしますと、標準団体が百五十六万三千八百円

治法の前の法律では、明確に五十六人と書かれておるわけでございます。今の地方自治法になりましたときに表現の仕方を変えたようでございまして、そこから問題が起つてきているようにございまして。同時に、今の地方自治法にいたしましたときにも、議員定数は別段変更しないという建前で書いたようでございました。そうしますと、五十六人のつもりで今の地方自治法ができて上がっている。またかりに字句通り読んで参りますと、人口百万前後のところでは、人口がふえてかえつて議員定数が減るというやうな問題にもなるようでございますので、そういうところから自治省行政局といたしましては、それを五十六人と考えて指導して参つていようでございます。また府県でもそのようにして参るようでございます。従ひまして、その他の諸費にかかる単位費用の基礎につきましては、議員定数を五十四人といたしまして、次の機会に五十六人と改めるべきだ、かように考へて参るわけでございます。

の増加になるわけでございます。単位費用としては、百七十万人で割った結果は九十二銭の増加になりました。三百七十二円六十二銭になるわけでございます。従来通り十円未満を四捨五入しますと、単位費用そのものには変動を生じない、こういうことになるようにございます。単位費用の計算に變動を生じないからいいじゃないか、こういう意味で申し上げるわけではございませんが、今申し上げましたような経緯で五十四人と基礎をきめておいたようにございます。これはいろいろ調査いたしました結果、次の機会に改むべきだ、こう考えておりますので、せっかくの御注意をありがたく拝聴したわけでございます。今申し上げましたような経過でございますので、次の機会には改めたい、かように考えております。

○二宮委員 財政局長が御答弁に立ちましたので、ついでにちょっと小さな問題ですが承っております。ことしの四月二十四日の朝日新聞の夕刊に、自然増収が九百億以上になるという国税の増収の問題が発表されておるわけですが、この中でいわゆる交付税の対象になるところの国税三税というものは一体どういふ程度のものを占めておるか。まだいわゆる第二次補正以降の精算をする締め切りの段階ではありませんが、今後見通される百十七億に九十億という交付税の増額、それに精算した後のいわゆる九百億という増収の中で今後考えられる増収分として後に交付税の中に入れられるという見積もりは、大体見当はついておりますか。

○奥野政府委員 御指摘のように三十五年度の国税の決算見込みにおきましては、相当な増収がなお出ていっているというようにございます。国税三税についての増収分については、三十七年度に於いて地方交付税に繰り入れられる、こういうことになるわけでございます。私、今正確な数字は覚えてないのですが、たしか三百億ないし四百億円くらいあったのじゃないだろうかというように存じております。正確な記憶を今失っておりますので、間違っておりますらあとで訂正させていただきますと思います。

○二宮委員 それでは各省に關係はございますけれども、最初に建設省の關係の分について質疑をいたしたいと思ひます。

今度の交付税等の改正についての提案理由の説明の中で、特に新道路整備五カ年計画に基づく道路整備事業の実施その他公共投資の充実に必要な財源を付与するため道路費、河川費その他の土木費というものを増額したのである。こういう御説明があるわけでございますが、先般私が質問いたしました際に、建設省の官房長から御説明があったわけでございますが、昨年度のいろいろな事業の単価というものと三十六年度の単価との間にどのような差異があるかということをお質問申し上げまして、その後資料として提出をいただきましたそれを綿密に検討いたしました参りますと、ほとんど三十五年度の単価と三十六年度の単価においては違ひのない部分がいふんたさんあるわけでございます。そしてその説明の前文に、セメント、鉄鋼については価格の上昇というものはあまり考えられない。従って単価としては三十五年度と三十六年度の単価をそのまま使ってもいい

のだというように意味に私は解釈をします。そのような意味に受け取れるわけでありませうけれども、またその説明の中には、こういう単価を組んでおるけれども、地域によつては異なる、工種によつていろいろ差別があるから、それは実施設計をうまくコントロールをして、計画に支障のないように考えていくのである。こういう御説明があるわけでございます。これはしかし、どの年度におきましても当然そのような実施計画というものが考えられるわけでありまして、単価そのものが、三十五年度と三十六年度において物価の上昇というものを配慮の中に入れてないで単価を見積もっておる場合には、私はそういふような説明では納得はいはしかねるのではありません。特に公営住宅等の坪当たりの単価を見ましても、例はあなたの方からお出しになったのですから十分御承知だと思ひますけれども、三十六年度と三十五年度においでも坪当たりの主体工事費あるいは戸当たり付帯工事費、こういうようなものがほとんど変わらない価格でもって見積もられておるというものが、ちょうど資料の中に出ておるわけでございます。全般的には総予算が二四〇億に四〇億伸びるのだというが普通の解釈であろうと思ふのです。もう少しこれを内容的に見て参りますと、このような単価の見積もりではどういふ事業量の伸びというものは考えられないのではないかと、このように思ふのであります。特に政府自身が調査をいたした物価騰貴の状況等について考えて見ましても、土地なりあるいは建設資材なりというものは相当の価格はね上

がっておりますというのが実態ではないかと思ふのです。そういう物価の上昇というものを配慮の中に入れていないような予算の組み方というのは、まことに機械的であつて、事実はその事業量を伸ばすという方向に、昨年度よりも事業が減つてくるのではないかと、このように考えるわけではございませんが、この点に対する建設省としての御意見をわかりやすく御説明いただきたい。

○三橋政府委員 ただいまのお尋ねにつきましてお答え申し上げます。

お尋ねの中で、私も先般提出いたしました資料の単価が総じて前年度と大体同じではないかというのがまず第一点であると思ひます。その点につきましては、お手元の資料の中に、治水事業、道路事業、都市計画事業、住宅、営繕、これらにつきまして単位当たりの単価についての積算を出してございます。これは先ほどお尋ねのごいふように全国の平均単価でございます。従ひまして、この事業の実施される地域が大都市の非常に近くであるというところにおきましては、労務費あるいは用地費等は非常にほかの地域よりも高うございます。ところがそれ以外の地域ではまた低いところもある。従つて事業の分布状態にかんによりましてその平均の単価というものは当然違つて参ります。そこで私どもの提出いたしました資料の前文に書いておきましたことは、実はそういうことをまず申し述べたわけでありまして、つまり一般的に申しますと、セメントと鋼材は、御存じの通り値下がりしております。鋼材については最近また若干動いておりますが、若干の値

下がりを示しております。しかしながら木材、労務、用地、これは確かに上がっております。ところが、ただいま申しましたように、事業が地域的にどういふふうに配分されておるかということによりまして平均の単価は違つて参ると申し上げましたが、さらにその事業が土質とか地形とか、それによりまして、同一地域によつてもまたいろいろの変化を生じて参ります。そこで私どももいたしましては、まず全般的なことを申し上げますと、予算を提出いたします際に、その前年度予算に対しては値上りを検討いたしましたので、所要事業の地域別あるいは工種別、そのような点から過去の経験にも照らしまして、単位当たりの単価を出しまして、そして全国的な平均単価を出しておるというように積算しておるわけでございます。従ひまして、実施にあたりましては、これはそれぞれ個々の設計を組みますので、その設計を組みます際に、その地域は労賃がどうか、それからまた地形がどうかであるか、さらには資材が設計を組みます際の時期においてどうかであるか、そういうことを個々の設計について検討いたしました。従ひまして、ここに提出してございまして、これをさらにその実施設計の際に具体的に地域的に定めるわけでございますが、これをさらにいたしまして、治水工事等につきましては若干の単価増を見ております。また道路につきましては、主として用地の値上がり賃金の

値上がりを加味いたしましたして、三十五年度から三十六年度にかけては相当の単価増をいたしておりますが、ここにございます直轄事業、補助事業、これは一般道路事業を申し上げておきます。従いまして用地等の非常な値上りを示しておりますのは都市の場合が多うございます。そこでこの都市計画の方の街路の部分を見ていただきますと、この一般道路の値上がりよりもそういう点の考慮を大幅に加えております。なお舗装につきましては、ただいまのところセメント舗装が大部分でございまして、若干アスファルト舗装も出ております。セメントにつきましては御存じの通り値下がりしております。そこいらを勘案いたしまして、全国平均的なものとしたしましては前年度を踏襲しております。

それから都市計画でございしますが、街路についてはただいま申し上げたような関係でございまして、土地区画整理あるいは下水、公園、ここいらにおきましては前年度より多く見えております。ただ住宅につきましては、先ほど御指摘のございましたように、第二種公営住宅及び公庫、公団につきましてはそれぞれ値上りを見、あるいは規模の改良を考えておりますが、一種公営につきましても、実は正直に申し上げますと確かに前年度の踏襲単価になっております。そこで問題はこれを一体どうやって実施するかということでございまして、二種公営住宅につきましても、木造につきましても従来八坪のもの、今九坪にいたします。それから耐火構造のものにつきましても、十坪のものを十一坪にいたします。しかしながら、従来二種公営の実施につきま

しては、予算積算坪数よりも〇・五坪大きいものを作っております。そこで今度一坪をそれだふえたわけでございますが、〇・五坪だけふやすと今度の予算積算坪数になる。そこで一坪ふえたものを〇・五坪だけふやす格好になりますので、その差の〇・五坪分を活用いたしまして、この一種公営の方も目的を達するようにいたしたいというふうに考えまして、ただいま鋭意その積算の検討中でございます。それによつて、何としてもこの目的を達するようにいたしたいと存じておる次第でございます。

それから官庁営繕につきましても、これはやはり第一種公営住宅と同じで、前年度と同額でございます。そこでこれにつきましても、従来から設計をいたすにあたりましては、デッド・スペース等のないよう十分考慮して参っておりますが、しかしながら最近の傾向では、同じ単価ではこれはなかなかできないというところも私どももよく身にしみて存じておりますので、実行にあたって総合的に申しまして三〇程度の単価増を、発注する際には、つまり予定価格積算の際には三〇程度の単価増をいたしまして、それを設計の合理化その他によつて生み出すように努力して参りたい、そういうふうな考えでおる次第でございます。非常に大ざっぱに申し上げましたが、以上のような考え方で実行して参りたいと思っております。

またあなたの御説明のように、土地とか工種別とかいうものは三十六年度にあつたため考慮した問題でもない、これは三十五年度においても同様のことから考えられておるはずであります。だからそういうものを相殺いたしまして、何としても単価を上げない限り、特に今あなたの御説明の中にもありましたように、公営住宅等におきましては、地方自治体は請負業者が出てこない。従つて何らかそこの他の工事と特別な契約をするような不正行為をやつて、まあまあがまんをしてこれをやるから一つこれをやってくれというううな格好に持つていつたり、あるいはどうかしますと公費をもつてこれに付加して、これで何とか一つ単価を上げるから請負つてくれないかというううなことで公営住宅というものが実はやられておるといふのが実態なんです。そこで政府が公営住宅というものを住宅難を緩和しようという一つの基本方針に立つて考える場合に、三十五年度と三十六年度の物価の上昇というものを加味しないで、この住宅難を緩和するための公営住宅の建設というものを考えてみたところで、どのように地域別、工種別というううなことでもってバランスをとるんだとか、あるいは〇・五坪だけ少なくしてその分で浮かすのだということをお願いして、地方の自治体というものは全く公営住宅では音を立てておるといふのが実際の姿であります。こういうところに、やはり物価の上昇というものを十分加味をして——これははっきり数を申し上げてもわかりませんけれども、第一種にしろ第二種にしろ、公団とかあるいは公庫住宅というのに対しては多少の

色をつけているけれども、公営住宅に關する限り、三十五年度と少しも単価を引き上げておらない。これは地方の自治体は何とか一般財源をこれに充ててもいいじゃないかという一つの安易な考え方があつたんじゃないかとさういふ誤解をするように解釈をされる面があるわけなんです。これはどのように実施計画の中でいじくつてみたところで、やはり基本的に物価の上昇に伴つての単価の上昇というものを考えない限り、この公営住宅の建設は非常に困難であらうと思つて。従つて政府が言つてゐるような、住宅難を緩和するといふような一つの方向に行こうとしても、なかなかむずかしい問題が起る。そうして大きな目で見ていくと、粗悪な工事が行なわれますから、経済的にはその耐用年数というものが非常に短くなりまして、また再び財政を投入しなければ住宅ができない、行き当たりばつたりの工事になつていくといふううなことになる。工事監督や、そのほか最後において一番被害を受けるのは地方公営住宅の建設者あるいは使用者ではないか、こういうううに考えるわけなんです。これはどのようにあなた方が御説明をされました、どのようにならぬ都市計画をされました、あるいはこの単価を物価上昇に伴つて上げるというのを考えない限り、この公営住宅の発展ということには私にはあり得ないと思つて。そのほかの問題については、多少の価格の上昇というものが考えられておりますけれども、この一番問題になるところの地方自治体がやる公営住宅に対する政府のものの考え方というものは間違つてい

きます際にごまかしをやつたり、坪数のごまかしをやつたり、あるいはほかの不当な特別な契約をするようなことをやつて業者をおだてたりするようになつて、そういう不明朗な行き方ではよろしくないと思つて。こういう問題については、これは三十五年度出で、三十六年度出でおりますところの単価でございますけれども、これは一つ三十六年並びに今後の三十六年度中における追加や、さらに三十七年度においては、今あなたの御説明になつたような理論でもつてこの単価というものを割り出されたのでは、どうして私は解決できないと思つて。その点について一つ今後の運営——運営というのは実施計画でなくて、こういう単価ではたして住宅難の緩和という公営住宅の筋が通せるかどうかということについて、建設省としての考え方をもう一ぺん聞かしていただきたい。

〇三橋政府委員 ただいま先生のお尋ねの、単価が上れば当然予算はそれに応じたものを組むべきであるという点につきましては、特に第一種公営住宅については私も同感でございます。そこで実は私も同感でございます。先ほど来申し上げましたように、特に住宅につきましても目標戸数をどのようにして達成するか。そこでただいま省内におきまして、問題を二つに分けて、今年度の実施をどうやってはかるかということ、それから来年度、三十七年度の予算単価をどういふうにきめるのが合理的であるかという二つにつきまして、各事業局を含めまして、委員会を作りまして、昨日も実はその相談を始めたところでござい

ます。それによりましてこの目標戸数は

す。そういう点を十分一御考慮いた
だいて、この際こういう差額というも
のは撤廃をしていくような方向に考え
ていくことが教育的であるし、またぜ
ひそうしなければならぬ問題であ
る。私はこういうように考えておるわ
けなんです。その点はもうあなたに二
度と答弁を求めないけれども、多分同
感であろうというように私は思うの
で――頭を下げて下さったということ
は、同感だということで私は了承いた
しますけれども、そういうことで一つ
進めていただきたいと思います。

それからもう一つは、地方自治体で
困りますものは、義務教育費の概算
払いと精算払いということについては、
自治体において非常に差額が生ずるわ
けなんです。これはあなたの方で把握
できておりますか。概算払いでもって
出したものと、精算払いとの差額とい

○川村（継）委員　ちよつと関連して。

○内藤政府委員 建物の方は私の所管

○川村（纏）委員　ことし中学校の新造

○二宮委員 文部省関係はいいです。

こえる。そこで聞きしたいことは、

もう一つは、五カ年計画というもの

のを、一般道路費としては目的税の中

からこれくらい考えるのだという、五カ年間の総トータルというものはわかるのですけれども、その五カ年間の割り付けというのが私の方では全然わからないのです。それで地方の人は軽油引取税だ、揮発油税だ、道路税だといつて目的税が取られている。こういう格好になるのですが、この五カ年間の全貌というものが計数的にわかるのですか、わからぬのですか、そういうものが立つておるのかおらぬのか。私どもは今まで寡聞にして、どうもどこに尋ねてもわかりかねるのですが、幸い建設省の会計課長ですから、そういうことについておわかりだと思うのです。その点一つ御説明いただきたい。

○三橋政府委員　お答え申し上げます。ただいまのお尋ねのまず前段の問題でございますが、三十六年度に地方の一般財源を五百数十億要する、一体これは成り立つのか成り立たぬのか、その財源を交付税等の単位当たりの費用の増加と申しますか、それに求めているお話をしております。五カ年計画を組みます際、またそのうち三十六年度の

予算をきめます際、私どもの方といたしましては、事業の大きな計画を定めまして、その国の所要財源、地方の所要財源、これを補助率あるいは国の負担率等ではじきまして、そして国と地方を振り分けします。そのうちガソリン税が国の場合にはどのくらい入る、従って一般財源がどのくらい入る、地方の場合には軽油引取税あるいは地方道路税、これがどのくらい入る、さらにまた都市計画税、これがどのくらい入るかという見当につきまして、自治省あるいは大蔵省等と協議いたしまして、そしてそれで足りない分が地方の一般財源というふうに一応の目安を立てるわけでございます。それにつきまして、地方財政計画に可能であるかどうかという点につきましては、また単位当たり費用をどのくらい上げるべきであるかということにつきましては、私の方から、もちろんいろいろデータ等は私どもの方で用意いたしますが、これは自治省の方へ実はデータを提出するような格好になっております。従いまして、ただいまお話のございました交付税の額を、単位当たり費用をどうするかというようなことにつきましては、ちょっと私どもの方で完全にはお答えしかねる問題でございます。従って、それが可能であるという場合において初めて予算としてきめられておるといふうちに存じておる次第でございます。

それから次に五カ年計画というものの全貌をここへ出せというお話でございますが、これにつきましては、御存じの通り、五カ年計画を二兆一千億、五カ年間の道路投資を二兆一千億というふうに予定いたしましたして、そのうち

一兆七千五百億、これにつきまして国としての道路整備計画を立て、残りの三千五百億は地方単独事業というように予定しておるわけでございます。これにつきましては道路整備緊急措置法によりまして閣議の決定を得ることになっております。従いまして、ただいまの段階におきましては、その閣議の決定を経るような準備をしておるわけでございます。従って、そこで一級国道、二級国道あるいはその他の主要地方道、一般府県道あるいは有料道路というふうなものについて、それぞれ五カ年間で何キロ改良をし、何キロ舗装をするかということをはっきりその閣議で定めることになっております。それから同時にそのキロ数が、一応事業の量が出て参ります。それをどのようない目標をもって事業を行なっていくかということは、事業の目標として、計画の目標として閣議決定されることになっております。従いまして今の段階では、まだその点政府としてはつきりきまつた段階にない、それは今作業中であるということについて申し上げざるを得ないのでございますけれども、あらましを申し上げますと、一級国道につきましては、この五カ年間で日本全国の一級国道九千数百キロの大部分、全部と申し上げたいのでございますが、大部分改良舗装を完成する。二級国道につきましては、その後五カ年間、つまりただいまの時点より十カ年間で日本じゅうの二級国道の改良舗装を完成する。主要地方道はさらにそれより五年程度おくれるであろうというふうな目安を置きまして、それでただいま閣議決定をいたします事業計画の準備をしておる段階でございます。そ

ういう状況のことを御了承願います。○二宮委員 どうももう少し確かなものをやはりびしっと打ち立てなければ、今のところは道路一カ年計画ですよ。五カ年と言ふのはおこがましい。五カ年という場合には、五カ年分の事業量をびしっときめて、その財源の元というものをきめて、そうして、こういうことをやるのだということではなればならぬ。五カ年計画という以上、各年度によって割り振りするということをやらないと、五カ年計画になりませんよ。一般の国民は揮発油税あるいは軽油引取税、地方道路税というものを、目的税はほとんど前より増額して取られておるけれども、全貌がわからないというのが今の実態ではないかと私は思うのです。こういうことはやはり大へん大きな項目として、新道路五カ年計画というものが今度の政策の中の一つのバックボーンとして打ち立てられておる場合に、実は四年先のことはわからぬのだというふうなことで、少し体裁が悪いと思うのです。こういうことなら、今後それをやれなければ、もう五カ年計画という名をつけずに、年々やっていく政策の中に道路整備というものも考えていくのだというところでやるべきであって、少し看板に偽りありではないかという感じがするわけですね。これは会計課長に申し上げてもなんですが、ところで、今会計課長の言葉の中に、これは実は自治省に責任があるのだということがあったのですが、そこで奥野局長に聞きますが、この五百九十二億という本年度の一般地方道におけるところの一般財源、それを元にして、今度の交付税というものは、こういうことに充てんをす

るために都道府県並びに市町村に対して単位費用のかき上げをやったのだというこの御説明が提案理由の説明書の中にはつきり出てきておるのです。そこで、これは今までも交付税の中には従来やっておりましたところの年次計画の地方の道路の問題もございましょうし、いろいろあると思うのですが、この新しい道路五カ年計画に対する一般財源五百九十二億に見合うところの交付税というものは一体何億で見えるのか。あるいは後進地開発のものは六十億から七十億程度のものであると見ると御説明がありましたけれども、これは補助の分とあるいは交付税として交付する分とに分けてもいいのですが、あまりこの道路計画を大きく打ち出したために、地方財政に大きくしわ寄せするということでは私はよろしくないと思う。新しい計画は、地方道の場合には目的税が半分、一般財源が半分、半分よりちょっと多いのですが、そういう割り振りになっておるようでありまして、自治省としてはこういう道路計画に対する新しい見合い財源としてどのようなものをお考えになっておられるのか。

○奥野政府委員 道路整備五カ年計画が新しく策定されたわけでございますが、年次割りとしてはさしあたり三十六年度の計画が定まっておりますので、これについて地方の必要な財源措置を行なっているわけでございます。これは地方の単独事業だけではございませんで、補助事業につきましてもあわせ考えますと、三十五年度と三十六年度の間では三百八十八億円の地方負担の増加になるのでございます。その中には有料道路の九億円の分も含めておるわけでございます。さらに具体的に申し上げますと、三十五年度が七百三十八億、三十六年度が千二百六十六億、その差額の三百八十八億円だけ地方負担が新しい道路整備計画によってふえて参る。こういう見積もりをいたしておるわけでございます。先ほど目的財源のお話もございましたが、三十五年度から目的財源も基準財政収入額に算入するという方式をとることにしたわけでございます。従いまして、それを財源にするような道路の財政需要も基準財政需要額に算入していくということにいたしましたわけでございます。従いまして、今回の単位費用の引き上げによりまして、基準財政需要額を三百四十四億円ふやしておるわけでございます。そうしますと、三百八十八億と三百四十四億円との間にはな四十四億円だけ財源が未措置ではないか、こういう疑問が起ってくるわけでありまして。しかし、基準財政収入額の算定におきましては、軽油引取税におきましても、都市計画税におきましても、府県分については八割計算、市町村分については七割計算しておりますので、二割ないし三割の分を見積もりますと、大体フルに財源措置をしたというふうに全体としてはなっておるわけでございます。

○二宮委員 今の説明は従来のもの、新しい道路五カ年計画によって増えるものではなくて、従来やっておるもの一般、そういうものは計画がなくともやらなければならないものもその中に含めておるのでしょうか。そうでしょう。

○奥野政府委員 道路の整備計画はだ

いふ前に一応作っておるわけでござい
ます。それに合わせまして基準財政需
要額の算定も行なわれております。従
来の計画に合わせました地方負担の財
源手当を基準財政需要額の中に算入し
ておるわけでございます。従いまして
今私は増加額だけを申し上げたわけで
ございまして、もとより根っこ
から全部基準財政需要額に算入をいた
しておるわけでございます。

○二宮委員 この提案理由の説明を見
ますと、第一のところに、都道府県分
につきましては、大きく打ち出して、新
道路整備五カ年計画に基づく云々とい
うことがはつきり提案理由の説明の中
にあつて、これでもって単位費用をか
さ上げしたのだというふうに端的に受
け取れる提案理由の説明をしておる。
そこで私の聞きましておるのは、従来
立てておる五カ年計画や何カ年計画か
知りませんが、そういう整備計画とい
うものは常時やるべきものであつて、
新道路整備五カ年計画というものを打
ち出した以上、これに見合う交付税の
単位費用を引き上げるのだと言ふか
ら、そうならば大体その費用は地方
道については五百九十二億要るとい
うことになるわけなんですけれども、そ
うありませんか。

そこで私の聞いておるのは、そうい
う従来のものとは違つて、この提案理
由の中にある新しいものというものに
対する財源見合いというものを一体何
ぼ見ているのか、新しいものというも
のの初年度の財源は一体幾ら要するの
か。これに対する一般財源が地方にし
わ寄せされないような考慮というもの
がどのように払われているかというこ
とをお聞きしたいわけですが、

○興野政府委員 新しい道路整備五カ
年計画によりまして、三十六年度にお
いては三十五年度よりも三百八十八億
円だけ地方負担がふえるわけでありま
す。目的財源も基準財政収入額に算入
するようにした結果、全部一応基準財
政需要額でそれだけのものは見ていく
という方式をとつておるわけでありま
す。従いまして、基準財政需要額を道
路について幾ら広げたか、これが財源
措置ができていくかどうかということ
になるかと思つておるわけであります。
その部分については三百四十四億広げ
ておる、こう申し上げておるわけであり
ます。そうしますと、差額がなお四十四
億あるわけでありまして、基準財政
収入額の計算上は、標準税率全額を
見ませんので、八割計算をしておるわ
けでございまして、二割分だけ見て
参りますと、大体フルに基準財政需要
額に算入をしていくということになつ
ておると申し上げたわけでございま
す。なお財源措置の内容でございませ
けれども、御承知のように、目的財源
が半分くらい、一般財源が半分くらい
でまかなわれる。しかし目的財源でま
かなう部分も基準財政需要額の中に計
算上一応取り上げておるといふことで
ございまして、従いまして、目的財源が
道路の財政需要から見れば少な過ぎる
ような団体でありまして、道路の財
政需要額が全部まかなえるように、そ
の団体については一般財源あるいは地
方交付税等をもつて補てんされるよう
な仕組をとつて参つておる、こうお答
え申し上げておるわけであります。

○二宮委員 これは前に安宅委員から
御質問をいたしました問題であります
が、地方公務員の給与改定についての
調査はこの一枚だけですか。自治省か
ら出ておるのはほかにあるのですか。
私は、あまり時間もたくさんございま
せんから、端的に申し上げますが、こ
の前安宅君が質問いたしましたのは初
任給の問題、中たるは正の問題、定
数繰り入れの問題、こういう問題にし
ほつて行政局長に質問したわけであ
るが、きょうは行政局長が出て参つてお
りませんから、関係の方に最後のけじ
めをつけておいていただきたいと思つ
たのです。質問しつぱなしで、こうい
う紙を二枚出しつぱなしということ
は、どうも権威がなさすぎると思つて
います。これではやはり初任給の問題は
出ていないのです。私が感じますこ
とは、この前から財政局長も、いわゆ
る三十四年、三十三年くらいは決算を
もとにして累財政を考へていくのだ、
決算をもとにして給与ベースの平年度
化その他を見ていく、予算というもの
を見積もつていく、こういう考え方を
御説明されたように私は記憶しておる
のです。ところが、地方公務員のいわ
ゆる人事院からの勧告というやうなも
のが完全に実施をされない状態の中か
ら出た決算をもとにして、それを中心
にしたところの財源付与というものは、
考へてみたところでおよそナンセンス
だと思ふ。行政局の方に私どもが尋ね
ておる問題は、人事院勧告をやつたも
のは純粋正直にほんとうに実施をされ
ておるのかどうかという状態を調査し
てもらつて、そういうものを実施され
ないやうなものの実態の上に立つて、
これが健全でございませうなどという
やうなことを考へて、そのほかの財源措
置がされるというやうなことでは、こ
れは私はおかしいと思ふのです。そこ

でこの内容を見ますと、やはりど
うも、私の見方が足りないかもしれませ
んが、あまり満足したやうな資料じゃ
ないと思ふのです。これはどうですか
政務次官、あなたの方はこれをどう
に思ふのか、この前の安宅君の質問を
聞きになつておると思ふのですが、あ
まり繰り返す質問を省いて、このやうな
市町村、県の実態というものをもち
まして今後の財政は考へていくという
やうなことでは、いつまでたつても行政
水準は上がらぬと思ふ。だから、ある
べき姿というものと今の現実というも
のをどのように考へるのかというバラ
ンスのとおり方は、やはり私は大事な政
治問題だと思ふのです。そういう点に
ついて、これは安宅君が質問いたしま
したから、一べん最後に締めくくりに
してお聞きしておきたいと思ふので
すが、こういうもので人事院勧告はでき
たのだ、従つてそれを基礎にした決算
は正しいものであるし、それをもち
して、これにベース・アップの平年度
化その他を含めていけば、一応地方財
政は健全化されるのだ、こういうやう
な考え方はちよつとおかしいのじやな
いかと思ふのですが、どうですか。

○渡海政府委員 給与の点におきま
して、地方交付税算定の基準となる財政
需要額に算入します給与額というもの
は、いわゆる地方の実態よりも、国の
公務員に準すべき地方公務員といたし
まして、あるべき姿において財政需要
額の算出をはかるように私どもの方と
いたしましては行なつておると、かよ
うに考へております。そのあるべき姿
に比べまして、実際の自治体の給与額
があるいはオーバーしておるところも
あります、あるいは少ないところもあ

るといふ現実ではございますが、財政
需要額の算定の場合におきましては、
あくまでも国の公務員の給与ベースに
のつとりましての財政需要額の算定の
方法ではあるべきが当然であり、また
そのやうに処置しておる。ただ、ここ
におきまして、たとえば教員の給与を
財政需要額、財政計画に組みます場合
に、国の予算に組みます定員と定
額、このものが当然地方にも基礎とな
るのでございまして、それを国の予算
に組みました場合をそのまま持つて
いくのが当然でございまして、あれ
ども、その際には、実際あるべき姿と異なつ
ておるものでございまして、あるい
は定数において、あるいは定額におい
て、やや差がある。これがまた地方財
政に予想外の負担をかけておるとい
う実態があるのは御承知の通りでござ
いまして、これらの点は絶えず実態調査
に合わせまして、こういった算出の方
法によるところの分は正を行ないま
して、こういった方面の財政計画との
そごをなくしていくために、三十四年
度の決算に基づくところの是正を行
なつたという点が今御指摘の点であ
ろうと思ひます。あくまでも決算によ
つて行なつておるのではなくして、給与の
実態というものはあるべき姿で私は財
政需要額が組まれておるのではなから
うか、かやうに考へております。

○二宮委員 何か御回答みたいで
すが、まあ政務次官の心の中にあるこ
とは大体わからぬこともないのですけ
れども、端的に申し上げますと、やはり
わかりかねるのです。(笑聲)
その問題は時間もありませんからあ
とにして、警察庁の方お見えですか。
○濱田委員長 警察庁の会計課長が見

るという現実ではございますが、財政
需要額の算定の場合におきましては、
あくまでも国の公務員の給与ベースに
のつとりましての財政需要額の算定の
方法ではあるべきが当然であり、また
そのやうに処置しておる。ただ、ここ
におきまして、たとえば教員の給与を
財政需要額、財政計画に組みます場合
に、国の予算に組みます定員と定
額、このものが当然地方にも基礎とな
るのでございまして、それを国の予算
に組みました場合をそのまま持つて
いくのが当然でございまして、あれ
ども、その際には、実際あるべき姿と異なつ
ておるものでございまして、あるい
は定数において、あるいは定額におい
て、やや差がある。これがまた地方財
政に予想外の負担をかけておるとい
う実態があるのは御承知の通りでござ
いまして、これらの点は絶えず実態調査
に合わせまして、こういった算出の方
法によるところの分は正を行ないま
して、こういった方面の財政計画との
そごをなくしていくために、三十四年
度の決算に基づくところの是正を行
なつたという点が今御指摘の点であ
ろうと思ひます。あくまでも決算によ
つて行なつておるのではなくして、給与の
実態というものはあるべき姿で私は財
政需要額が組まれておるのではなから
うか、かやうに考へております。

えております。

○二宮委員 それではちょっと質問をして、私の質問は終了をいたします。

警察庁に対する交付税の状況というものを、私はずっと目を通して参りました。地方においても状況は見て参つておるわけでありますが、地方の実態で一番心配になります問題は、市町村の警察というもののから警察に一本になったというときの情性がまだ残つておるわけなんです。といいますのは、庁舎やそのほかというものは市町村から借りておる、こういう実態が現在まだ残つておるのです。派出所とかあるいは駐在のおおるところというものは、どうかすると民間から借りておるといふ場合もまだ地方には多いぶんとくさんあるわけなんです。

民主警察とは申しすけれども、実際は警察に貸すことを講じて思つておるといふような地方の実情があるわけがあります。こういう姿ではほんとうに警察のあり方としては正しくないと思つて、従つて警察が寄付を集めたりすると、集まつたりするようなことは喜ばしいことではないと思つて、そこでそういうことをなくするために経済的にもすつきりとして、警察というものは一本で立つておらなければならぬ。そういう点から考えますと、そうした警察の使つておる庁舎なりあるいはその出先なりというのに対しては、あくまで県の警察一本で独自の立場で使えるように、無料であらうと何であらうと財政負担を地方にかけない、そういうふうにしなければならぬと思つておるのです。それがためには警察に対する交付税の算定の中に、こういう実態というものを十分把握いたしまして

て、今大体これは百七十万程度のものを一つの基礎にいたしまして、警察のあるべき需要額というものを算定いたしておるわけでございますけれども、私はある一定の時期にこれらに対する財政措置を国に頼んで、そしてそういうものを民間人から借りないで済むような姿、あるいは市町村、自治体から借りないで済むような姿に切りかえなければいかぬと思つておるのです。そういう姿をやりますと、くされ縁ができて、どうしてもうまくいかないというふうな問題も出てくるのではないかと思つておるのです。そういう実態について都道府県自治体の警察というのに対する情勢把握というものがあなたの方でできつておりますかどうか、お伺いします。

○今竹政府委員 ただいま二宮委員から御指摘のございました警察の施設につきましまして、いまだに市町村有るいは一部個人所有のものがあるという御指摘は全くその通りであります。これにつきましても、二宮委員がお話のようにできるだけこれを県有にしまして、そういう関係をすつきりさせるといふことも、私も平素からさように考えております。警察といたしましては、従来もこれらの庁舎の建てかえの際にはすべてこれを県予算に計上いたしまして、県有の建物とするように極力努力いたしておりました。今後その方針で努力いたしたいと思つております。

○二宮委員 国家公安委員長にお聞きをしたいのですけれども、御出席になつておられますから、ちょっと筋違いだと思ひますけれども、政務次官にお尋ねしておきたいと思ひます。そういうような財源措置というものは、これは国家公安委員会においても実情調査の上、ある時期に思い切つて出してやるということがないか、これは必ずやうしたまひたいと私は思ふのです。もちろん警察法三十七条があつて、都道府県で見るとは、国が見るべきものというふうなことははっきりしております。そういうことはわかつておりますが、今の時期は、そういう過渡的な姿なんです。ある時期にそういうような財政的な措置をやらなければ、問題のケリがつかないというふうには考へるわけなんです。これは政務次官に聞くのもどうもちよつとおかしいのですが、まあどうも国家公安委員会などを通して自治省にも、そういう問題で交付税の問題として御要望があると思ふのです。従つて、そういうことについて特殊な問題として一つ取り上げていただくように御考慮がいたしたいと思ふのうすが、どうでしょうか。

○渡海政府委員 二宮委員の御指摘もつともでございます。従来からの慣行と申しますか、そういったものによりまして、おおむね駐在所等が各種寄付金によつてこれが行なわれておるといふことは、私も間々その例を見るところでございますが、できるだけこれらの弊風を打破したいために、各県におきましても、新しく建てます分に對しましては、できるだけ本来の趣旨であるところの県費をもつて建てておるといふ実情は、今まで県政を御担当になられました二宮委員の十分御承知のところであらうと存じます。財政需要額の算定の基準にあたりまして、この分を一部入れております。しか

しながらなお実態は、過渡期にあると申しますか、これが完璧に行なわれていないまま、従来の慣行によつていふ点もあるということも事実でございます。財政の充実とともに旧来の悪習を打破いたしまして、完全に行なうよう警察といたしまして御指導なさりましようし、また私たちも財政需要額の計算その他におきまして、十分な財源を付与するように、今後も地方財源の充実とともに努力して参りたいと思へる次第であります。

○二宮委員 問題が非常に多方面にわたつておる問題でございますので、まだたくさん小さな問題はあるのですけれども、一応その程度で質疑を打ち切つて、なお安宅君が要求いたしました資料につきましては、再度私も検討いたしまして、安宅君とも話し合ひをいたしますが、こういうものではたして満足できるかどうか、これは一応検討してみたいと思ひます。今ぱつと渡されただけでは、なかなかわかりかねる問題もありますし、見たところまことに不満であります。不満であります。こういうものでどうなのかという点については、やはり私自身がここで、これで了承できるという筋合いのものでもないようでございますので、検討してみることになりました。ほかの問題については一応この辺で打ち切りたいと思ひます。

○濱田委員長 他に質疑はありませんか。――別に質疑もないようでありますので、本案に対する質疑はこれにて終了することといたします。

次回は明十二日開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時十九分散会